

要望事項 (優先順位 鞍馬学区鞍馬2・貴船1・二ノ瀬3，久多2)

民有地における倒木処理と防止対策及び災害復旧と防除

要 旨**(鞍馬学区鞍馬)**

当該箇所は，異常気象時において倒木や落石による道路寸断や電線断線が常習となっているうえ，3年前の大規模災害以後，年々状況悪化が進み，倒木及び土砂流出の危険性が増しているため，以下のとおり要望します。

- 1 民有地であり，地元から土地所有者へ現状報告を兼ねて，危険木防除を依頼する予定ですが，行政からも京都市危険木伐採支援事業の利用等の指導を行っていただくとともに，落石土砂流出対策として防護網等の整備を要望します。
- 2 生活道路と送電線に関わる区間であり，現場以北において災害発生時は日常生活に大きな影響を与える場所であるため，被害を未然に防ぐ取組を要望します。

(鞍馬学区貴船)

貴船川上流の府道上黒田貴船線沿いやアソガ谷林道の奥の民有林は数ヘクタールに渡って，平成30年の台風21号の被害による倒木が放置されたままになっています。倒木が枯死し山肌がむき出しになったままの場所もあり，斜面崩壊し赤茶けた地肌がさらに広がろうとしています。地主が不在で，被害状況さえも把握できていない可能性があります。場所によっては溪流に土砂が流れ込んでおり，大変危険な状態であるため，行政による民有林の倒木撤去を要望します。

(鞍馬学区二ノ瀬)

平成30年の台風21号により，民有林において倒木が多数発生しました。叡山電鉄(株)，地域や山林所有者で倒木の撤去等，可能な範囲の対応は一昨年度から引き続き実施しています。しかし，山林所有者が影響するすべての立木を伐採し，災害に強い山林に林相転換する作業を個人で行うことは困難です。

残存する立木が軌道敷に倒伏すると，叡山電鉄の運行が再び停止する事態になりかねず，地域の生活及び産業に大きな損害を与えることになります。昨年7月に発生した法面崩落により叡山電鉄が運行停止になったこともあり，これ以上叡山電鉄の運行を止めることはできません。

そのような中，昨年度には，叡山電鉄(株)鞍馬線二ノ瀬2号踏切から北側の山林において，京都市に「特定森林再生事業」を実施していただきました。

叡山電鉄(株)鞍馬線二ノ瀬2号踏切から京都府道38号京都広河原美山線との交差点までの間の山林においても，「特定森林再生事業」を実施していただくことを要望します。

(久多)

近年，倒木による道路の通行止め，停電，通信障害等の被害が多発しています。地

域も協力しますので、行政による山の所有者に対する危険木への注意喚起をしていた
だくとともに、特に影響の大きい架線下、道路脇、民家近くの危険木については、補
助金の利用を勧める等、伐採に向けて山林所有者を動かす対策を要望します。

なお、撤去する際、伐採木を在置すると土砂崩れの原因になるため、処分も併せて
実施するように指導をお願いします。

回 答

（産業観光局）

平成３０年に発生した風倒木被害地について、これまで森林所有者向けの本市支援
制度により早期の復旧を進めてきたところです。また、土砂流出等による二次災害の
恐れがある箇所は、所有者による復旧が困難であることから、治山事業等の実施を京
都府に要望するとともに、事業を円滑に実施できるよう本市で所有者調査や交渉等
を行っているところです。

なお、道路や民家等に影響を及ぼしかねない危険木を行政が強制的に伐採すること
については、その権限を有しない産業観光局では難しい状況です。そこで、森林所有
者が倒木対策に取り組みやすい環境を整えるため、令和２年度に創設した、道路や民
家等に隣接する森林の危険木を除去する支援制度や、道路沿い等の風倒木被害地にお
いて低木性樹種等を植栽する支援制度を活用し、災害に強い森づくりを進めていると
ころです。

特定森林再生事業については、事業内容や費用負担のほか、事業実施後の森林管理
のあり方を含めて各協定者と協議したうえで実施しており、各協定者の理解や協力が
必要不可欠となっております。今後、インフラ施設管理者や地域の意向を聞きながら、
倒木の未然防止対策に取り組んでまいりますので、御協力をお願いいたします。

（建設局）

気候変動の影響による災害等が多発化する昨今においては、倒木や落石などの危険
がある箇所への対応の必然性・重要性を強く認識しているところです。左京区管内に
おいても、民地所有者に対し危険木伐採の協力の申入れや、市民生活への影響が大き
い山間部道路において重点的なパトロールを実施するなど、被害を未然に防ぐ取組を
強化しています。

今後も、道路を安全に通行できるよう取り組んでまいりますので、御理解と御協力
をお願いいたします。

（京都府京都土木事務所）

平成３０年度の西日本豪雨や台風２１号で発生した倒木により河川断面の閉塞等
治水上、危険性がある箇所については、処理は完了しています。

今後とも河川監視に努め、河川内に倒木等が発生した場合には早期に対応してい
きますので、具体的にお気付きの点があれば、御連絡いただきますようお願いしま
す。

（京都府京都林務事務所）

現在、京都府では被害森林の属性や被害状況に応じて対応する事業を活用し、復旧対策を進めているところです。

まずは森林所有者等による取り組みを基本として、「倒木処理」と「林業経営継続」の両立に向けた支援を「公共造林事業」により支援を行っています。

森林所有者等の取り組みが困難な、特に危険な箇所は市の要望を受けて府が主体となって復旧対策を実施し、土砂崩壊のある保安林の土砂や危険木の流出を抑える「公共治山事業」、溪流沿いの保安林で危険木除去や簡易構造物の設置を行う「流木等流出防止対策事業」及び人家付近の危険箇所について倒木撤去を実施する「山地災害防止対策事業」等による対策を進めています。

（林野庁 京都大阪森林管理事務所）

【鞍馬学区貴船】

令和２年度から「貴船べにや」上部斜面において治山事業を開始し、風倒木の撤去及び落石防護柵を設置し、現在法面对策工事を実施しているところです。

「貴船べにや」下流の倒木箇所の一部は、令和３年度事業として被害木整理を予定しております。

【鞍馬学区二ノ瀬】

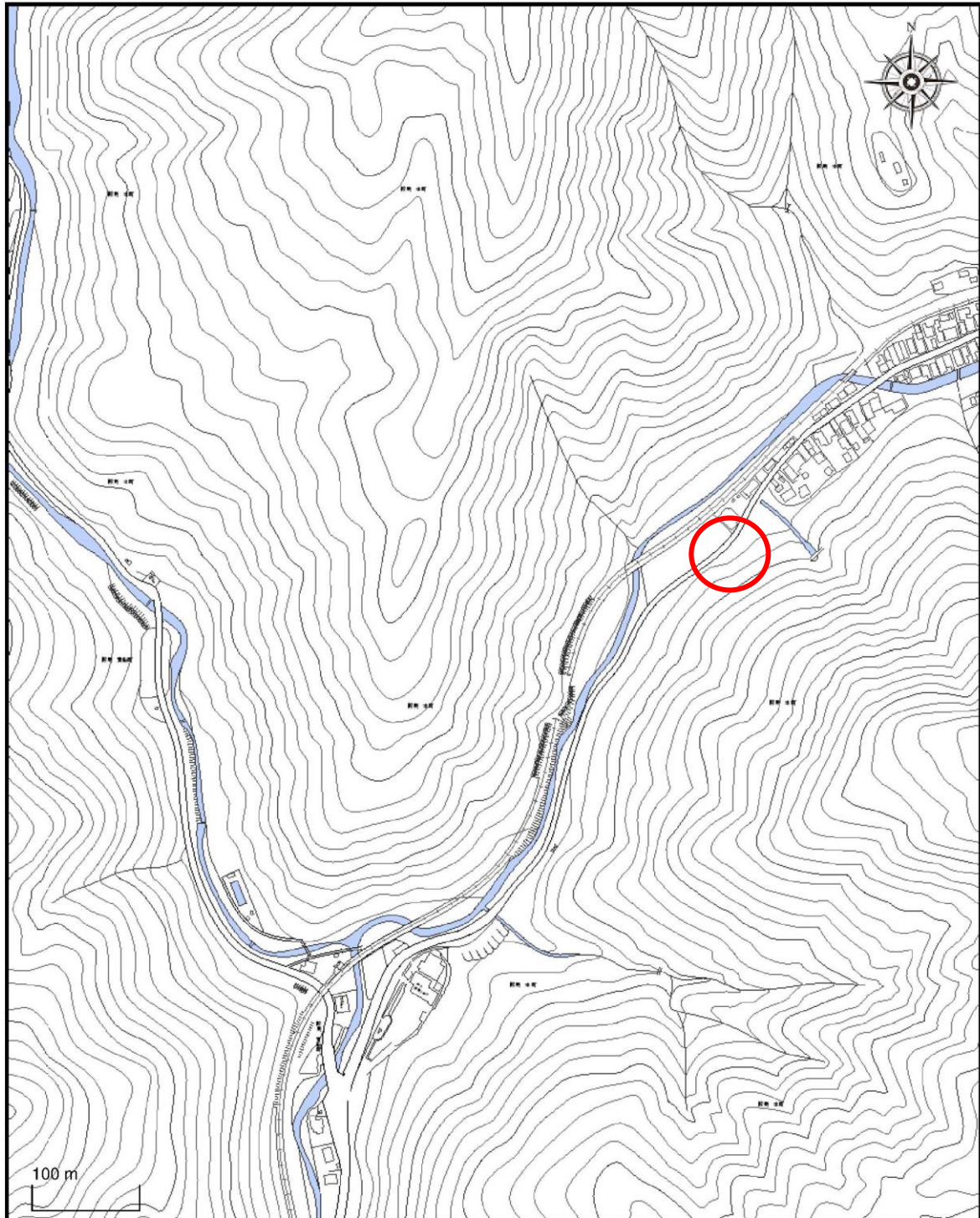
令和２年度から貴船口駅舎付近の叡山電鉄上部斜面において治山事業を開始し、風倒木の撤去及び法面の流出防止措置を実施してきたところです。

令和３年度は、落石防護柵を設置し、来年度以降、法面对策工事を予定しております。

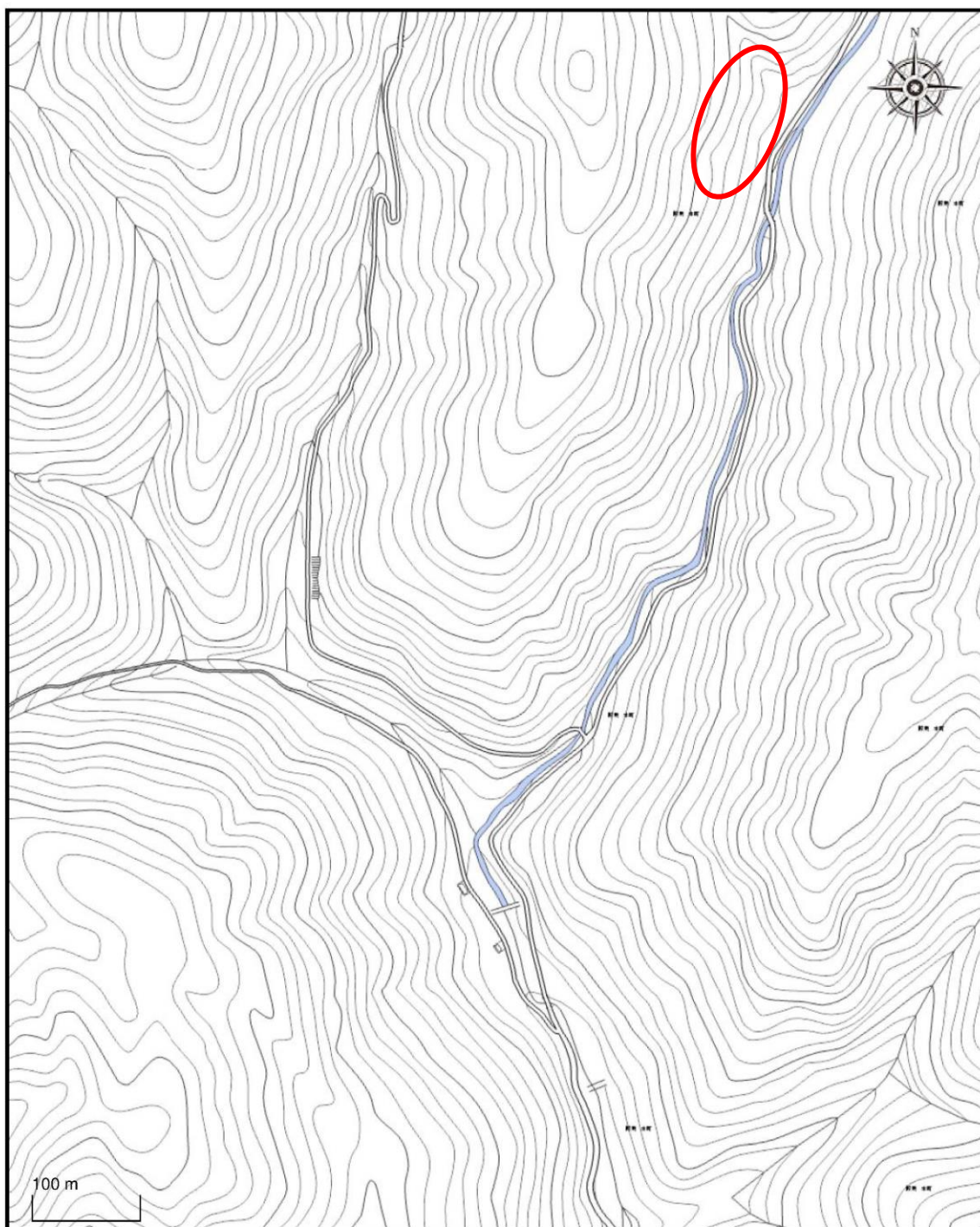
【久多】

国有林に所在する危険木については、他機関とも調整のうえ、緊急を要する優先度の高いものから処理を行っております。また、伐採木を存置すると危険を伴うものについては、産廃処分として外部への持ち出しやワイヤーロープでの固定等による処理を行っております。引き続き、現地の状況に応じた適切な処理を検討し、実施していく考えでおります。

地図（鞍馬）



地図（貴船）



地図（二ノ瀬）

